

水濁法に基づく「立入検査マニュアル策定の手引き」



環境省は、自治体が水質汚濁防止法に基づく立入検査マニュアルを策定・改定する場合の参考となるように、立入検査の実施にあたっての基本的な考え方や具体的な留意事項をまとめ、立入検査のより一層の重点化・効率化を図るための「水質汚濁防止法に基づく立入検査マニュアル策定の手引き」を作成しました。

手引きでは、以下のような事項が記載されています。

1) 立入検査の目的

規制基準を遵守させるため、規制基準の遵守のための規定が適正に運用されているかを確認し必要な措置を講じる。

採水調査による基準遵守の確認にとどまらず、届出との照合や自主管理状況の確認等も適切に行うことにより、違反の未然防止をはかる。

2) 効率的・重点的な立入検査の実施

・計画的な検査の実施

・十分な事前準備

・立入検査の心得と効率的な検査の実施

・立入検査後の対応

違反原因等の究明の際には、単に事業者に対して原因の追及を指示するのみではなく、行政側においても、排水の測定結果、処理施設の運転方法や製造部門の操業状態等に関するデータの提出を求めること等で、問題が生じた原因を追求することが重要となる。

・その他の事項

事業場における社内のチェック体制等についても適宜確認することにより、立入検査の効果を高めることも有効である。

今回の手引きの参考資料には「立入検査の指導事例集」などの具体的な取組みも掲載されています。また、環境省は各自治体が今回の手引きを参考に、より実効性の高い立入検査マニュアルの策定等を行うことで排水監視の一層の徹底が測られることを期待しています。

当社では水質汚濁に関する分析について、長年にわたる実績と高い技術を兼備しています。ご質問等ありましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2006年4月20日付 EIC ネット
2006年4月20日付 環境省

水質分析箇所 長谷川知草